

一九七七年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目一八の二コーポ幡ヶ谷九〇四 電話(03)337714649 FAX(03)329915367
振替 〇〇一〇〇一九一五八四三一 労金 東京労金本店 No.1154163

購読料 月額 600円 6ヵ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言■

いいお正月デーブル あけました21世紀 嶋崎 英治…………… 2

連帯・愛・友情が労働者の「倫理観」 河野 康臣…………… 3

—21世紀を展望した労働運動の構築—

国鉄闘争の前進を目指して 滝野 忠…………… 5

私たちは闘い続けます 大野地区国鉄闘争に連帯する会…………… 8

—民間労組・ユニオン交流集會に学ぶ— …………… 9

—2001年健保法・医療法「改正」—

原 義弘…………… 11

—経過と今後の動向と課題—

資料 2001年一月から患者負担はこう変わる …………… 13

◇資料と解説◇

教育基本法改悪と憲法改悪は一体 …………… 14

「教育改革国民會議」に対する憂慮 …………… 14

日本ペンクラブが声明 …………… 14

衆参両院の憲法調査会

強まる「改憲のための機関」化 高田 健…………… 15

改憲阻止へ共同の気運

作られた二八年の空白 神奈川郵政労働者人権を考える会…………… 17

読者からのおたより …………… 19

旬刊 社会通信

NO. 791 二〇〇一年一月二二日合併号

二〇〇一年一月二二日発行
(毎月一日・二二日・三三回発行)

いいお正月デービル(※) あけました21世紀

「新世紀は、軍隊も基地も戦争もない、生命がもつとも大切にされ、人々が信じあえる平和世」であるように……」とお陽サンに向かって祈願。

前世紀は「戦争と自然破壊、金がものさし」であった。とくに九〇年代は、「グローバルスタンダード（世界標準）」（実はアメリカ標準）への安易な追随は、日本経済を抜き差しならぬところへおいやり、まるで熱病のように「グローバリズム」に突き進んでいる。戦後最悪の失業率、人々は、いつ首を切られるか、いつ会社が倒産するかの恐怖にある。

金融機関総体の不良債権は八〇兆円を下らず。国家、自治体あわせて返済不能の財政赤字を造り、借金地獄。国の公債依存度は四〇％近くに達し、一九九九年度末で自治体財政の赤字は約一七六兆円（対GDP比で三五・四％）である。まさに暴走状態の資本主義である。市場原理至上主義、剥（む）き出しの資本主義のもと、人々は「生命と権利」が脅かされ続けてきた。

「平和世」であるためには、憲法九条は絶対が必要であり、非武装・非戦の思想を世界にひろめることである。これを守りぬき、日の丸・君が代を強制されない自由と人権を貫き通すことである。ものさしはもちろん「生命」である。

「国立二小、五小の教職員処分」はたんなる処分ではない、どす黒い「国家権力」、右翼反動化との闘いである。「ピースリボンを今、人々の胸に。子どもたちを戦場に送るな」と思う。

そんな朝、古本好みの自分には珍しく新本を暮れの二八日に買ったものであるが、『倚りかからず』（茨木のり子著・筑摩書房刊）を読んだ。なかなか考えさせられた。木は旅が好きからある一行まで一五の詩が収められている。

※「デービル」とは沖繩のシャレで、ありがとう」と言った意味

《時代おくれ》

車がない

ワープロがない

ビデオデッキがない

ファックスがない

パソコン インターネット 見たこともない

けれど格別支障もない

そんなに情報集めてどうするの

そんなに急いで何をするの

頭はからっぽのまま

すぐに古びるがらくたは

我が山門に入るを許さず

（山門だって 木戸しかないのに）

はたから見れば嘲笑の時代おくれ

けれど進んで選びとった時代おくれ

もつともつと遅れたい

電話ひとつだつて

おそるべき文明の利器で

ありがたがつているうちに

盗聴も自由とか

便利なものはない不快な副作用をとまなう

川のまんなか小船を浮かべ

江戸時代のように密談しなければならぬ日があるのかも

旧式の黒いダイアルを
ゆっくり廻していると

相手は出ない
むなしく呼び出し音の鳴るあいだ

ふっと

行ったこともない

シツキムやブータンの子らの

襟足の匂いが風に乗って漂ってくる

どてらのような民族衣装

陽なたくさい枯草の匂い

何が起ころうと生き残れるのはあなたたち

まっとうとも思わずに

まっとうに生きているひとびとよ

彼女の詩は、朗読がいい。声にするとまた一味違うから不思議である。(嶋崎 英治)

連帯・愛・友情が労働者の「倫理観」

— 21世紀を展望した労働運動の構築 —

1、現状認識の二つの姿

「ひとりひとりの力は弱い」「団結こそ武器だ」と、よく言われる。しかし、現実には、仕事ぶりや生活の様式は個々ばらばらと言うのが偽らざる実態だ。

困ったときには仲間に相談というよりも、自分自身であきらめたり、新しい出来事に追われたりで、無意識のうちに時間のみ過ぎてしまうことが多い。そして、何もできていない自分に気が付くことすらある。

「仲間」とか「団結」とか言うけれど、それはどうも口だけのようで、自分自身の本心は違うところを向いているように思えるときもある。この世の中で、何が大切で何が間違いで、何をどう変えて行けばいいのか、といったことすら脳裏に浮かばない実態がある。このように時間と言う無常の空間の中で、流されつづける私(たち)がいる。

2、現状認識もう一つの姿

そして、その一方で、着実に歴史の逆流はうず巻いている。

昨年(二〇〇〇年)一月に設置された「憲法調査会」は、衆議院と参議院で進め方に多少違いがありながらも、全体として「日本国憲法制定経緯の検証」にテーマが絞られ、この夏で一段落したと言われている。

改憲派のもくろみは現行憲法の「押し付け憲法」論の正当化を目指すものであったが、そのことは必ずしも成功はしていない。ただ、少数であれば、「押し付け憲法」を人々に印象づけたとすれば、「憲法調査会の設置」のもくろみは達成されたと言つてよい。

(憲法調査会市民監視センターホームページ)

<http://homepagel.nifty.com/kenpou/> ← click here

最近では民主党の党代表が改憲(9条改憲)を公然と言い始めている(もともと、この人は改憲を党是とする政党にいた人ですが…)。

いつのまにか、事態は深く進行していると思つた方がいいだろう。

3、それをどうとらえるのか

そのような政治の反動化は、職場の団結状態と反比例して進んでいるかのように映る。改憲勢力に自信を与える情勢は職場の労働者の状態に表れている。何と病む仲間の多いことか！

リストラ・首切りについても、ほんの二三年前はわれわれ公務員労働者にとって見れば、どこかよそ事であった。しかし、身近な親戚を含めリストラ・首切りは日常的話題となつている。そして、政府が目指す地方自治体の合併問題は急速な展開を見せ、公務員の生首が飛ぶ事態は想定できる。

公務員労働者をめぐる情勢も、そこまでできていると踏んだほうがよいだろう。

4、我々の進路

しかし、私達はあきらめることなく将来に視点を置いて、精進しなければならぬ。改憲派と言われる権力の走狗は、我々をせせら笑うかのように次々と反動諸法案を大政翼賛的国会で成立させた。それを阻止する力は、我々のような日々、迷いながら行きつ戻りつしながら、正面を見据えている大衆の中にしかない。

大衆が変わらなければ何も変わらない。しかし、ひとたび、大衆が理論と実践と団結を持ってそれは力になる。だから我々の課題は大きく、重い。

我々には、むろん、今日の体制を打ち破るような十分な組織も態勢もない。そして一人は弱くて小さい。しかし、我々はその欠陥を理解している。最初は誰も一人だ。最初はどのような組織でも少数だ。我々のささやかな連帯に歴史を動かす大河の源流を見ることのできる。大河は一滴の雨の雫もから始まる。

5、今すべきこと

故岩井章総評事務局長は「総評がなくなってもかまいませんけどね。しかし、一度なくなると三〇年はかかりますよ」と講演の中で言われた。もう、その三〇年の内の三分の一が経過したことになるが、総評再生の萌芽は見られない。むしろ、前述したように労働運動の現状もまた最悪のシナリオを描いて転落の憂き目にあえいでいる。

それはなぜか。だれがそのようにしたのか。その原因を究明しなければならない。つまり、総評自壊を許した我々の労働運動の弱点・欠陥の組織的な総括である。「昔陸軍・今総評」とその戦闘性を鼓舞した日本における階級的労働運動の消滅の原因を「中曽根」に求めることは簡単である。私が保守権力であれば中曽根のように多分徹底した攻撃を労働運動へしかけたであろう。労働運動への攻撃は労働者階級が歴史に登場してから、つまり資本主義社会が勃興してから今日まで続いてきたことであり、ことさら声を荒げる必要もない。そして、攻撃を避けるために、いまさら頭を低くしても、相手が攻撃の手を緩めるとはならない。とすれば、労働運動総体の後退の原因はわれわれ革新側の弱点・欠陥抜きには考えられない。これは、左派から中間・右派からにいたるまでわが労働者階級・左翼陣営の倫理的な欠陥でもある。

労働者の倫理観は一朝一夕にできるものではないが、イタリア映画「鉄道員」のフィルムにもあるように労働者の連帯・愛・友情がその根底だと思ふ。

それは「みんな、仲間だ。働く仲間。(三池炭鉱組合歌『炭掘る仲間』)」という三池労働者運動の積極的な平等精神・組織内民主主義が結局問われるような気がしてならない。

(大分・河野 康臣)

国鉄闘争の前進をめざして

定期大会後の動向

国鉄闘争は昨年五月三〇日の「四党合意」から新たな段階に入っている。この間、闘争団・家族・支援共闘の仲間、さらに「四党合意」に反対する全国連絡会」の努力で国労本部執行部は死に体となり、「四党合意」もほぼ政治的に破たんした。しかし、国労本部と本部分針を支持する人びとは、「四党合意」の大会承認をあきらめていない。

「四党合意」の承認だけを目的とする、定期続開大会は一月二七日である。この大会が国労と国鉄闘争の分水嶺（ぶんすいれい）となる。定期大会休会后、新たな動きが三つあった。

第一は東京高裁での十一月八日、そして十二月一四日の「中労委命令非認」の反動判決、第二は十一月一六日のILO第二次勧告が「四党合意の受け入れ」を結論としたこと、第三は十一月一四〜一五日、国労闘争団全国連絡会が約半年ぶりに「分裂」状況を克服し、十二月七日から第三十次の上京行動を展開、十二月十一日、運輸・労働省へ闘争団の要求を伝えたことである。

東京高裁判決は昨今の裁判所の反動ぶりから予想されたことであつた。しかし、ILO第二次勧告は第一次勧告との落差が大きかつたことが、これまで十五年余にわたつて国鉄闘争をたたかいつづけた者すべてに、有形無形の影響を与えている。この背景に、国労本部が「四党合意」を承認、これを政府が最大限利用し、ILOへの働きかけを強めたことがある。ILO勧告で攻勢を意図したものは打撃となつた。

いま必要なことは目先の動きに一喜一憂することなく、国鉄分割民営化攻撃から約二〇年、国鉄分割民営化から一五年、国鉄闘争から十二年余におよぶ闘いの成果と教訓を明らかにし、国鉄闘争の前進、そして勝利をめざすことである。

国鉄闘争の現段階

一、「国鉄闘争」は大きく三つの歴史的段階に区分される。

1、第一段階（一九八二〜一九八七） 中曽根第二臨調による三公社（電々・専売・国鉄）民営化攻撃。その中心にあつたのが国鉄分割民営化で、きわめて高次の政治的な攻撃であつた。それを如実に示していたのが、中曽根をはじめとする自民党政治家、二十一世紀臨調議長である亀井正夫らの発言であり、国鉄改革法、とりわけ二三条であつた。

2、第二段階（一九八七〜一九九〇） 国鉄改革法を中心とする関連法案は一九八六年、国会で可決。その時、一人も路頭に迷わせないと国会答弁が繰り返され、参議院本会議付帯決議も行なわれたが、国鉄分割民営化↓JR移行時（一九八七年）、一万人以上の国鉄労働者が「解雇通告」された。

3、第三段階（一九九〇以降） 一九九〇年四月一日、一〇四七人の国鉄労働者が解雇され、九六六名が国労闘争団を結成。国労闘争団は国労機関の一員として今日に至つた。

4、なぜ、「国労闘争」ではなく「国鉄闘争」というか。一九九〇年に首を切られた一

○四七人の国鉄労働者は国労所属組合員だけでなく、全動労等他労組の組合員も含まれると同時に、分割民営化はかならず破綻し、鉄道が再び国有事業になるとの歴史的展望に立っていたからである。

二、二〇〇一年で国鉄闘争は一五年目に入る。この一五年の闘いで国鉄闘争は、次のような歴史的任務を負っていることが明らかとなった。主体は国労組合員だが、彼らを地域・職場から何十万、何百万もの働く仲間がナショナルセンターの枠をこえ「わがこと」として支援・連帯した。とりわけ闘争団・家族の労働組合の「初心・原点」とも言える言動が、労働者の心を強く打ったことである。これによって、国鉄闘争は日本労働運動再建と不可分となった。

一九八〇年以降、全世界で労働法制の規制緩和が進んだ。闘う労働組合への徹底した弾圧は万国共通であった。それらを集大成したのが国鉄改革法であり、これをモデルに現在、労働法制の全面改悪が進行している。だから、国鉄闘争のゆくえは全労働者の未来と直結する。

労働者の権利擁護の行政機関の中心が労働委員会制度である。全国の地労委は、すべて「国の責任（不当労働行為）」を糾弾した。中労委もほぼ同様である。しかし裁判所は「地労委・中労委命令」を覆す判断を繰り返し、その傾向は国鉄闘争だけでなくさらに強くなっている。このことは、「三権分立」は虚構であることを暴露する。国家権力は「秩序」を名目になんでもする、つまりこれらは国家とはなにかの問題であり、階級対立の時代であることを明らかにしたのである。

こうして国鉄闘争は、「民主主義と人権」の闘いであること、すぐれて政治的な闘いであることが自覚されるにいたった。まさに「国家的不当労働行為」との闘いである。

国鉄闘争における「勝利解決」は、国会権力のあり方をめぐる問題でもある。しかし、どんな重大裁判でもそうであるが、その勝利判決は国会における議席の力関係だけではなく、世論の動向と深く関係している。世論、そして闘いへの関心の広がりや勝利への大きな力であることである。この意味で、国鉄闘争が、世論を味方につける条件は成熟している。したがって、いま「白旗」を掲げることは、約二〇年にわたる国鉄闘争を無にするこゝとである。

三、ここ数年、国鉄闘争は停滞した。その主な理由は、修善寺大会（一九八六）の時点ですでに予想されていたことだが、①組織拡大の困難（JRの露骨な差別）、②それに伴う財政問題、③JR内における国労の影響力等々が、専従役員の大きな関心事となったことであり、「御意見番」として国労の象徴であった岩井章氏が死去したことである。

こうしたことの反映が、突如として提案された「補強五項目」（一九九七）、「改革法承認」（一九九九）であり、「四党合意」（二〇〇〇）であった。国労内では「内向き」の議論が繰り返され、国鉄闘争の歴史的意義にたいする論議は希薄となった。まさに、「国労の危機」である。

国鉄闘争を闘い続けた国労、支援の仲間には以下の点にも関心を払わなければならなかった。①なぜ、一〇余年にわたって闘い続けてこられたのかの「成果と教訓」を、従来の枠にとどまることなく掘り下げ、運動の発展の糧とすること。②九〇年代以降、労働運動の

領域に限らず、全社会的にどんな変化が現れてきたのか。③国労および国鉄闘争の前進にとって、組合機構、組合員範囲、オルグ体制について抜本的ともいえる見直し、さらに物販、ディール基金、連帯する会についても、不況、ゼロ金利、地域運動強化の視点から一体となった検討。④この中核に位置するのが、専従者・役員と闘争団オルグの連携である。闘争団オルグは一〇年余の活動、経験から「全国オルグ」としての能力、実力を持ち、実践的にも理論的にも旧総評時代の地方・全国オルグ以上の力を持っている。彼らにどのような活動の場を作るかが問われている。

四、「四党合意」は再び国鉄闘争を考える契機となった。

五月三〇日から今日までの動きを段階的に整理すると――

1、第一段階 「四党合意」(五月三〇日)から臨時大会統開大会(八月二六日)までの時期は闘争団・家族の突出した頑張り。それを支える共闘と広域組の「ゲリラ戦」だった。

2、第二段階 統開大会から定期大会(一〇月二八〜二九日)まで 定期大会の焦点は、四党合意についての全組合員投票・代議員選挙であり、国鉄闘争は国労本体組合員の帰趨にかかることになった。いわば「正規戦」である。

3、第三段階 定期大会以降から定期大会統開大会(二〇〇一年一月二七日)以降 定期大会統開大会の日程は一月二七日に決まった。定期統開大会でどんな決定が行なわれるにせよ、国鉄闘争は新しい段階、「総力戦」の段階に入る。

4、「総力戦」を闘い抜き、「勝利的解決」を勝ち取るためには、劣勢下で健闘した三つの大会の「勝因」をまず検討し、国鉄闘争再構築の戦略が練られる必要がある。

五、「総力戦」への課題

「四党合意」に反対する人々は、劣勢下でよく健闘した。そこには三つの大きな要素があった。その第一は、反対する人びとが「創意工夫」をつくし、大会に臨んでいたのに対し、本部支持の人々は「数の奢り」で従来どおりの大会運営に終始したこと、第二に従来の枠組みの動揺(学校政治)の中で司令部の創造が「国労の歴史と伝統を守れ」と党派を問わず形成され、ひろがりをもっていったこと、第三に労働組合の「初心・原点」が発揮されたことだ。同時に一票投票にあらわれた弱点の克服も必要である。

政府・自民党、運輸省・JR会社といった関係筋は、「かつての分割・民営化が正しかったということ为国労が認めないと前進しない。その前提条件を大会が認めないなら、推移を見守る以外仕方ない」(野中発言、一〇月二九日)に代表される。そして、この方向で国労執行部に圧力をかけ続けることが予想される。

定期統開大会は一月二七日である。四つのケースが想定される。第一は「四党合意」の方針、第二は委員長発言の「三位一体」を確認した方針、第三は解決条件をあわせ論議、そして第四は延期される場合である。もう一つ想定されるのは、「四党合意」を排し、新執行部が新たな方針を提起する場合であろう。

闘争団・家族の課題としては、①国労本体との連携強化、具体的にいえば国労オルグ団としての位置づけはできないか、同時に②生活体制の強化がはからねばならぬであろう。共闘体制の再構築も急がねばならない。今日、地域から労働運動再建しようが、大き

な流れとなった。この流れはこれから本流になっていく。こうした見地からこれまでの共闘をみればいくつかのタイプがある。

第一は、わが単組・平和運動センターは国労方針を指示する。その立場から国鉄闘争に連帯する。第二は、わが単組は国鉄闘争を自らの問題として取り組み、連帯する。したがって、「納得いく解決」にならない場合（とりわけ、闘争団切り捨てが誰の目にも明らかになる場合）、国鉄闘争の新たな構築をめざす。第三は、闘争団と地域が連携し、お互いに励ましあつて共闘体制を作ってきたところである。

国鉄闘争は闘争団・家族の生の声を聞き、人間らしくふれあうなかから、様々な連携を作ってきた。これは国鉄闘争十年余の最大の成果である。この成果はさらに発展させ、地域から構築を図ることである。

国鉄闘争勝利は全国民的課題

北海道は第二次世界大戦後、日本近代化のエネルギー基地であり、夢の実現でもあった。「黒いダイヤ」といわれた炭坑はいまでは一つを残すのみ。造船・鉄鋼等の重化学工業も七〇年代の造船・鉄鋼不況で室蘭、函館から姿を消した。八〇年代にはレールがはぎ取られ、まちまちが日本地図から姿を消された。九〇年代には北海道経済のシンボルだった北海道拓殖銀行が倒産し、そして現在、N T T集約合理化、農協合併、市町村の広域化・合併の動きが急進展している。

未来そして夢に向け、明治維新以来、本州から何十万もの人びとが津軽海峡を渡った。北海道の発展は近代日本そのものであったのだ。しかし今、その北海道から本州へその子孫たちが「里帰り」している。六〇年代は炭鉱労働者、七〇年代は造船・鉄鋼労働者、八〇年代は国鉄労働者、そして現在ではN T T労働者、さらに若者がである。この中で涙を流しつづけたのは常に働く仲間、労働者たちである。

北海道は今、日本の食糧基地として酪農、豆、ジャガイモ、タマネギ、魚介類等々、日本の総生産の三五%を供給している。この農漁業ですら、農業自由化が土台そのものを直撃している。

北海道の人々は未来を見つめ力強く活動している。これまでに流されてきた涙を光り輝く希望に満ちたものとするためにも国鉄闘争は勝利しなければならぬ。これは働く者すべての課題である。

(滝野 忠)

私たちは闘い続けます

桜咲き散るを重ねて一四年：闘い続けた国労（国鉄闘争）は、与党三党と社民党が提示した「四党合意」を巡って、五月三〇日以降、大変な混乱と対立状況に陥っています。

この一四年間、国労闘争団が訴え闘い続けた根拠は「国家による不当労働行為の撤回」と「J Rに法的責任を取らせる」ことでした。

しかし、「四党合意」は、「この国鉄闘争を」人道的「問題」と言い逃れ、解決に向けては、まず国労が「J Rに法的責任がないことを認める」・「訴訟を取り下げる」ことを強要し

ています。解決条件と言われるものは、いまだに何一つ明らかにされてはいません。彼我の力関係を差し引いたとしても、まともな交渉になり得ないことは誰の目にも明らかです。何よりも、あの「分割民営化に」強権をふるった中曽根（当時総理大臣）本人が「総評・社会党を崩壊するために国労を攻撃した」。要するに「私が国労組合員の首を切った」と明言しているのに、どうして、私たち国労闘争団が「四党合意」を認め、ひれ伏して終結しなければならぬのでしょうか……

権力との闘いでは、常に勝つことなどあり得ません。むしろ圧倒的に被害者が泣き寝入りさせられることが多いのです。しかし、負け続けたとしても、その闘いの経過と真実を毅然と積み上げて行くことによって、権力の圧政と横暴を抑制してきた事実を忘れてはなりません。権力に虐げられた多くの犠牲者の上に、今現在の私たちの生活と権利があることを忘れてはならないのです。

地裁で敗れ、高裁で敗れ、ILOまで日本権力に翻弄された今、国労と闘争団は、この一四年の闘いの中で最もつらく、苦しい状況に立たされています。国労一人の力では、権力に勝てないからこそ大衆に訴え、共闘の力を背景に一四年間闘い続けてこれたのです。しかし、巷（ちまた）では「国労の方針が決まるまで見守る」とした見解の下で、孤立化を余儀なくされています。相手がまさしく総権力となって攻撃を仕掛けているときに、見守られては勝てません。そうして導き出された国鉄闘争の結末は、結果として幾千幾万の労働者の未来をも閉ざすことになるでしょう。「四党合意」で得をするのは権力だけです。そこでは団結も民主主義も生きては行けません。

私は、大分県において共闘の仲間とともに積み上げてきた闘いの火を決して消し去る事なく、「四党合意」に屈することなく、国鉄闘争の本質を追究し闘い続けることをここに明らかにします。
(大野地区国鉄闘争に連帯する会)

あらためて総評労働運動の継承とは

―民間労組・ユニオン交流会に学ぶ―

民間労組、争議団そして地域ユニオンで奮戦している同志たちが神戸に集まって一泊二日の交流会を持った。

新社会党「民間労組・地域ユニオン」第一回全国交流会である。全国から七県十四組織の地域ユニオン、八争議団、三県の障害者運動の仲間など約五〇人が参加した。交流の課題は①地域労働運動とユニオン、②争議団の到達段階と悩み、③障害者就労の現実の三つであった。

初めてということ得意気込み、課題を欲張りすぎた感もあって、二日目の争議団、障害者運動については突っ込み不足は否めないが、実に意義深い交流会となった。あいさつにたった兵庫県本部長上野副委員長の言葉をかりると、「資料の多さにびっくりした。自分たちがやっていることを訴えたい広げたい気持ちの現われであり、ユニオンや争議団の元気を示すもので、それだけ労働現場の矛盾の深まりと労働者のたち上りを証明している。」

この交流集会で明らかになったものはたくさんあるが、いくつか箇条書きになるが提起をしてみたい。まず第一に、報告一つ一つに示されている労働、生活の不安定性の増大である。グローバルズム、規制改革は、失業、不安定雇用労働者急増として現われているわけだが、文字どおり合理化攻撃の嵐であり、その内容は労働者を人間として扱わない人権問題となっている。

第二は、この猛威は準正規、不安定雇用にとどまらず、正視労働者にも吹き荒れているということである。それを争議団や障害者運動の方から言及された。争議団からは「物販やカンパが、この二、三年売り上げ、集約が落ち込んできた。助けてあげたいが、今はこちらが助けてもらいたいほどだ、と言われる」と報告された。障害者からはリストラはそれに抗する労働者の闘いがないと、「弱者」攻撃となる。障害をもつ人は、ただでさえ就労機会がないのに、今日就労者に差別、分断が強まっていると厳しい現実を告発した。ここには、労働法制、会社法制の改悪で「苦闘」を強いられている争議団や障害者運動の現実があるし、正規、既存の労働組合に対する問いかけがある。

だったら明るさはないのか。そんなことはない。まず交流集会は成功した。全国から自腹で、カンパが集まってきた。そして夜の交流会は会場がとれず、ポートタワーなど神戸の夜景をみながら、港の芝生で深夜十一時まで続いたのである。十一月末、暖冬で助かったとはいえ、そんな熱気がある。

第二は着実に広がる地域ユニオンの組織・運動がある。情勢を反映して労働者のかけ込み寺として、生まれ育っている。あるユニオンの報告では、ユニオンが国労支援集会を呼びかけたら、旧総評系の労働組合や活動家が結集したという。ユニオンは「地区労」再生とも結びついているのである。

付言しておくで総評解体は地区労解体と同義語である。今日継承センターも含め、政治センターの一本化という名で地区労解体の第二期を迎えている。しかし、地区労をはじめ地域労働運動は生き続けているのである。労働者の連帯、対自治体闘争など地区労の役割は大きく、粘り強く担う仲間、組織が残っており、彼らは自主的に交流を続け励まし合っている。

全国地区労交流会は、連合が発足する九〇年に始まり、逆流の中で参加団体を増やし、昨年の高松集会には四二地区労が集まった。ちなみに全国には約五百の地区労・継承組織がある。コミュニティ・ユニオンの全国ネットも組織されており、今年で一二回の全国集会を重ねており、参加組織は六〇団体をこえている。地区労とユニオンはこのように車の両輪のごとく発展しているのであり、明るいのである。これこそ総評労働運動の継承である。

争議団も、国労闘争団をはじめ、新たな局面を迎え、一方で先述したように困難さは増しているが、他方では争議団（ユニオンもその一つ）は増える傾向にあり、彼らは「地区労」を軸に既存の労働組合とも連携しながら、輪を広げようとしている。そしてそれぞれ争議団が作り上げてきた支援のネットワークは、このような全国的な動きと関連して新しい発展の芽となるであろう。

労働者運動の再生、総評運動の継承をあらためて考えさせられた。

(松)

二〇〇一年健保法・医療法「改正」

― 経過と今後の動向と課題 ―

一、高齢者の患者負担増などを中心とする健康保険や医療法など医療保険制度改正法案が二〇〇〇年十一月三日成立した。成立の翌日の新聞報道などで詳しく紹介されていたが、患者負担を軸に現行と変更後を整理してみると、資料「二〇〇一年一月から患者負担はこう変わる」となる。

二、今回の「改正」にいたる経過を老人医療無料化運動に遡ってみた。

① 老人医療・乳児医療無料化の運動

七〇年代の生活春闘、国民春闘など労働運動、市民運動の高揚、また、全国の革新自治体の取り組みから、ねたきり老人の医療費無料を皮切りに、老人医療無料化へと前進してきた。そのような運動の高まりのなかで七三年一月法制化された。

こうした運動に連動して、公費医療に加えて福祉医療といわれる、乳児医療・身体障害者医療・母子医療などの無料化があいついで制度化されてきた。乳児七三年八月、身体障害者七三年八月、母子七九年七月実施となる。

そして、高額な医療費負担があった場合は、健康保険の追加的給付である、高額療養費制度が新設され、七三年一〇月実施となった。

② 老人福祉法で老人医療費助成法制化

革新自治体を中心に進展してきた老人医療無料化の大きな流れのなかで、国は七三年一月老人福祉法を改正し、老人医療費支給制度を新設した。このことにより、所得制限はあるものの、七〇歳以上の老人医療の無料化が法制化されることとなった。

自治体の対応は、七〇歳を引き下げ六五歳に、所得制限を緩和するなどの措置をとり、国の制度に上積みと前倒しを実施し、六五歳からの無料化を実現してきた。

③ 臨調・行革のなかで老人保健法施行

一九八三年第二臨調・行革のなかで、財政再建の方策として老人保健法が施行された。ただ、当時は政府の宣伝・マスコミのキャンペーンもあり、法のねらいが暴露されず、問題視されるよりも、歓迎される雰囲気を作り出されていた。

患者本人が少額の一部負担金を支払い、残りを国、県、市町村、保険者拠出金でまかなうというもので、無料制からたとえ少額であったとしても一部負担という質的变化があり、保険者の拠出金負担にも絡線があった。

各自治体における六五歳から六九歳までの老人医療については、国の指導により老人保健法の五歳前倒しの制度と整理され、法律による老健、条例によるマル老制度として現在にいたっている。

④ 一部負担金の増高と逆転現象

少額の負担金で出発したが、国の財政危機、老人医療費の増大などを理由に、一部負担金が増額され、さらに入院時の食事負担金も制度化された。

九七年には、健保本人負担二割・薬剤の一部負担の実施にあわせ、老人医療の一部負担金の三年度にわたる引き上げが行われてきた。その結果九九年四月からは、入院一日一二

〇〇円となり、一カ月の負担は三万六〇〇〇円〜三万七二〇〇円となることから、健康保険一般の高額療養費の月額上限の非課税世帯三万五四〇〇円、四カ月以上二万四六〇〇円との逆転現象が生じた。

老健は、非課税世帯月額上限三万五四〇〇円としたが、マル老は、保険優先のため四カ月以上であれば二万四六〇〇円となり、ここでも逆転現象が生じた。

さらに、二〇〇〇年四月には介護保険制度がスタートし、四〇歳以上の国民が介護保険料を納め、介護サービスを受ければ一割の利用者負担を支払うという制度ができた。

政府は、こうした現象を巧みに利用し、健康保険法・医療法の「改正」を準備し、二〇〇〇年七月に実施することとしていたが、総選挙という都合で半年遅らせての、二〇〇一年一月実施となったものである。

三、予想される攻撃と今後の動向をいくつかあげてみる。

① 今回の「改正」で、老健・マル老・健保・介護のアンバランスは調整され、整合性を保つための改正がなされたようにみえるが、しかし、八三年の「改正」で『無料』から『一部負担』に、今回の「改正」で『定額』から『定率』になったこと、その質的变化をみておかねばならない。

② そして、老人保健への保険者拠出金負担が、政府管掌健保・組合健保も、財政的に大きな圧迫となっている。さらに、退職者医療への拠出金も大きな負担となっていることなどからも、保険料の引き上げ・給付の切り下げが予測され、いくつかの健保組合は財政危機から解散となることも予想される。

③ 介護・老健・マル老これらすべて一割負担と、整合性をもたせたことにより、福祉医療に対する一割負担の攻撃が強まることは必至となった。

乳児・身障・母子医療は、無料化運動の成果をまだもぎ取られてはいない。現在も入院時の食事負担もふくめすべて無料であるし、しかも所得制限なしや、あっても緩やかなものとなっている。

④ マスコミのキャンペーン、国の新・新行革指針、県・市の財政危機などから、近々に社会問題化されるのではないか。事実、県は、乳児・身障・母子医療、マル老の具体的な見直しの検討を一昨年からはじめている。

⑤ 二〇〇二年の医療制度の抜本改革のかけ声は大きいが、かけ声だけおれで、国民総医療費が〇〇兆円を突破したとか、老人医療費の増高で〇兆円とか、老人保健拠出金・退職者医療拠出金の負担にたえられず政管健保赤字、組合健保解散などの刺激的なマスコミの一大キャンペーンがはられるだけではないか。

⑥ 医療制度の抜本的な改正などはなく、薬剤の一部負担金の廃止とひきかえに、何らかの負担強化と、さらなる「改正」を次もねらってくるのではないか。

四、これからの課題を要約してみると、次のようになるのでは。

医療保険の給付の切り下げと保険料の引き上げ、老人医療費助成の対象者の所得制限強化と一部負担金の増高、福祉医療（身障・乳児・母子）への一部負担金の導入などの動向、また介護保険の問題をもふくめて、どのように宣伝・扇動し、どう運動を組織してゆくのかが、新年早々からの運動課題となった。

(原 義弘)

二〇〇一年一月から患者負担はこう変わる

(変更前)

(変更後)

- 外来
 - 一日五三〇円
 - (五回目から無料)
 - 薬剤一部負担制あり
 - (実際は免除)
- 七〇歳以上の患者負担 老人保健

- 入院
 - 一日二二〇〇円
 - 低所得者は月額上限 三五四〇〇円
 - 福祉年金受給者月額 五〇〇円上限無

- 外来
 - 一日五三〇円
 - (五回目から無料)

- 六九歳以下の患者負担
 - 六五歳～六九歳の老人医療
 - 薬剤一部負担
 - 内服薬二～三種類 三〇円×日数
 - 四～五種類 六〇円×日数
 - 六種類以上 一〇〇円×日数
 - 外用薬一種類 五〇円
 - 二種類 一〇〇円
 - 三種類 一五〇円
- 入院
 - 一日二二〇〇円
 - 低所得者は月額上限 三五四〇〇円
 - 四月以上 二四六〇〇円

(高額療養費)

- 低所得者
 - 月額上限 三五四〇〇円
 - 四月以上 二四六〇〇円
 - 一般 月額上限 六三六〇〇円
 - 四月以上 三七二〇〇円
 - 高所得者 月収五六万円以上

- 一日七六〇円
- (入院時の食費一部負担(全世代))

低所得者六五〇円・九〇日以上 入院五〇〇円・福祉年金受給者三〇〇円は変わらず

- (介護保険・高額介護サービス費)二〇〇〇年四月制度発足
 - 一割の利用者負担が一定額を超える場合は、高額介護サービス費を支給
 - (世帯単位の上限)
 - 福祉年金受給者・生活保護受給者 月額上限 一五〇〇〇円
 - 低所得者(世帯全員が市民税非課税) 月額上限 二四六〇〇円
 - 右記以外 月額上限 三七二〇〇円

- 外来
 - 医療費の一割
 - 大病院(二〇〇床以上) 月額上限 五〇〇〇円
 - 「院外処方」上限 二五〇〇円(薬局二五〇〇円)
- 入院
 - 中小病院(二〇〇床未満) 月額上限 三〇〇〇円
 - 「院外処方」上限 一五〇〇円(薬局 一五〇〇円)
 - 診療所(二〇床未満) 定率一割負担か定額負担
 - 月額上限三〇〇〇円か一日八〇〇円(五回目)無料
 - 「院外処方」上限一五〇〇円(薬局一五〇〇円)
- 外来
 - 医療費の一割、月額上限 三七二〇〇円
 - (世帯合算により老人保健法の高額療養費が新設)
 - 低所得者は月額上限 二四六〇〇円
 - 福祉年金受給者月額上限 一五〇〇〇円

【七〇歳以上の患者負担と同じ】
 ※薬剤一部負担は七〇歳以上については廃止し、
 六九歳以下は平成一四年度までに
 所要の財源を確保した上で廃止

- 入院
 - ☆長期特定疾病患者 月額一〇〇〇〇円は変更無
 - ☆低所得者とは、市民税非課税世帯をいう

- 月額上限 三五四〇〇円
- 四月以上 二四六〇〇円
- 月額上限 六三六〇〇円
- + (医療費) 三二八〇〇円 × 一%
- 月額上限 一一一八〇〇円
- + (医療費) 一六〇九〇〇円 × 一%
- 一日七八〇円

◇資料と解説◇

教育基本法改悪と憲法改悪は一体

教育改革国民会議は二月二二日、一七の提案を盛り込んだ最終答申を発表した。内容の問題点に入る前に一言。政府がかつてにつくった会議に「国民会議」と名づけ、その結論を国民に押しつけることをおかしいと思いませんか。まずこのことを押さえることが重要だ。というのは、国家目標を失った日本政府はマスコミを総動員し、新たな国家意識を植えつけることにまい進しているからである。「神の国」はその典型でかつての明治維新後、天皇を駒とした状況によく似ている。

最終報告は六章だてで十七の提言をおこなっている。章だては①私たちの目指す教育改革、②人間性豊かな日本人を育成する、③一人ひとりの才能を伸ばし、創造性に富む人間を育成する、④新しい時代に新しい学校づくりを、⑤教育施設の総合的推進のための教育振興策を、⑥新しい時代にふさわしい教育基本法を。一七提案は①教育の原点は家庭であることを自覚する、②学校は道徳を教えることをためらわない、③奉仕活動を全員が行うようにする、④問題を起す子どもにも適切な措置をとる、⑤「不的確」と思われる教師には免職などの措置をとる、⑥学校に経営論理を取り入れる、⑦教育基本法の見直しは必要、というもので、これまでの文部行政への反省は一言もない。

教育基本法はこれまでの文部行政で実質に骨抜きにされてきた。その結果が、今日の教育荒廃である。にもかかわらず、責任を家庭に押しつけ、家庭に足りないのは道徳と日本の伝統と文化だと強制する。道徳とは二宮尊徳そして「葉隠れ」、日本の伝統と文化は古事記、日本書紀で、それらは明治の藩閥政府がつくりあげたものだ。これと同じことが最終報告書でいわれているとはいえないか。

なぜ今、教育基本法改正なのか。教育基本法は本誌第七八七号にくわしく述べたが、憲法の理念の実現をめざしている。したがって、教育基本法改悪は憲法改悪に直結する。ペンクラブの「声明」は中間報告最終報告を作成した人たちの人となりをよく知っていることが背景にある。曾野綾子たる人物がいかに嫌われているかを示すと思われる。

「教育改革国民会議」に対する憂慮

日本ペンクラブが声明

日本ペンクラブが梅原猛会長名で、首相の私的諮問機関である教育改革国民会議の中間報告を批判した、十五日発表の声明「『教育改革国民会議』に対する憂慮」(全文)は次の通り。

われわれ文筆に携わるものは、国の教育のあり方について関心をもたざるを得ない。

政治家及び高級官僚の汚職、かつて聖職といわれた教師、警官、医師の不祥事、何らの道徳的反省なき少年による殺人などのおぞましい事件が相次いで起こるにつれ、誰しもその原因の一端は教育にあり、教育の改革が必要であるという思いをもとう。かくてわれわれもまた、首相の諮問機関である「教育改革国民会議」に多大の期待を寄せたのである。ところがさる九月二十二日に発表された中間報告を見て、われわれの期待は裏切られたばかりか、このような「教育改革国民会議」によって方針が決められる日本の教育の前途について、深い憂慮を抱かざるを得なくなった。

二つの点で意見一致。教育を改革するには、明治以後の、特に戦後の教育がどのような長所と短所を有し、いかにしてその長所を伸ばし、短所を改めるか、そして二十一世紀の世界がどのような課

題をばらみ、そこで日本のいう国家がいかなる役目を果たすべきか活発に討議し、そのうえで首尾一貫した哲学にもとづいて国家百年の教育の計を立てねばならないであらう。

しかるに中間報告はそのような討議が行われた痕跡すらとどめず、たまたま思いつきとして出された提案を羅列したにすぎないという感を与えられるにとどまった。

わが日本ペンクラブはまったく自由な意思によって参加した文筆に携わる人によって成り立っているもので、この十七の提案に対する意見もさまざまでもあるが二つの点においてわれわれの意見はほぼ一致したのである。

憲法改定の先棒を担ぐ危険 一つは、中間報告の結論の部分で示される教育基本法の改定に関する意見である。教育基本法は、「日本国憲法を確認し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に、貢献しようとする」理想によって作られたものである。しかるに中間報告は軽率にも、当時とは著しく異なる現在の社会状況の中では教育基本法は改定されるべきであると断定している。

しかしこのような理想は決して五十年や六十年で古くなるというものではない。

教育基本法には伝統を尊重するということが盛り込まれていないという意見もあるが、教育基本法の精神は、日本の伝統のゆかしさを教えることと矛盾するものではない。

それゆえ教育基本法の改定は、少なくとも結果的には、教育基本法と密接不可分な関係にある日本国憲法の改定という政治戦略の先棒を担ぐ危険をはらんでいる。憲法改定の是非はともかく、このような必ずしも民意によって選ばれているとはいえない「教育改革国民会議」のメンバーによって日本国憲法の外堀が埋められることは、民主主義の否定以外の何ものでもなからう。

奉仕活動は徴兵制への地ならし もう一点、われわれが深い憂慮を感じるのは、小中学校で二週間、高等学校で一か月間の奉仕活動を行い、やがて満十八歳の国民すべてに一年程度の奉仕活動を義務づけるという提案である。

現在の日本の教育は知の教育に偏し、何らかの意味で身体を使う教育が必要であることについてはわれわれの多くが賛同するところであるが、奉仕活動の義務化、特に十八歳の国民すべてに一年間の奉仕活動を義務づけることについては強い危惧を感じる。もともと奉仕活動はボランティア、すなわち自発的意思にもとづいて行われるべきことであり、法により義務づけられるべきものではない。そして十八歳の国民の一年間の奉仕活動の義務化は、教育基本法の改定と並んで、将来の徴兵制への地ならしを行うものであるという疑惑を否定することはできない。

なお文筆に携わる者として、われわれはこの中間報告の文章の拙劣さを指摘せざるを得ない。皮肉にもその文章は、改定を要求されている教育基本法の簡潔にして論理的、しかも理想にあふれる文章に比して、それが各委員から出された提案をとりまとめたものであるとはいえず、あまりにも知性と品格を欠いている。それゆえ最終報告は、座長自らが筆をとり、現代日本における各界を代表する識者による会議の結論にふさわしいものたらしめることを望みたい。

衆参両院の憲法調査会

強まる「改憲のための機関」化

改憲阻止へ共同の気運

衆参両院の憲法調査会では、発足時には世論や民主・公明など中間派諸党への配慮もあって、改憲という目的を自己抑制した「申し合わせ」が行われた。いまその時の「日本国憲法について、広く総合的に調査する」約束が連立与党や一部野党の改憲派議員によってふみにじられ、調査会を事実上の「改憲のための機関」化してしまいうような議論がつついでいる。

改憲派の委員や参考人からは、戦後の国会の場ではかつてなかったような「大東亜戦争」礼賛論や、「世界に誇るべきまたとない君主制の国」などという復古主義的な天皇制賛美の発言などが平然と語られているし、「改憲をこころい三年のうちになしとげたい」など

という発言もあい次いでいる。野党の民主党からも、鳩山代表を先頭に、積極的な改憲論が噴出してきている。世論調査などでは憲法九条は変えないほうがよいという意見がいまだに多数派なのに、永田町はほとんど改憲翼賛国会という状況になっている。

憲法の平和主義はいま成立以来、最大の危機にある。

このように改憲への気運がかきたてられる中で、十一月三十日の衆議院憲法調査会では、石原慎太郎都知事らが参考人に招かれた。

石原はこの日の調査会で「まず内閣不信任案などと同じように国会の過半数の支持で憲法を否定したらい。そのうえでどこを残し、どこを変えるかを議論すればよい」などと、憲法体系の完全否定論を展開した。これは憲法遵守義務を負う都知事として問題であるばかりか、憲法論からいえば一種のクーデターの煽動ともいべきものだ。また石原は「もし日本が強大な軍事産業国家として世界史に登場してこなかったならば、現実の世界の歴史は白人の植民地支配が続いている」などと、「大東亜戦争礼賛論」と同一の議論を展開し、「アメリカの現代史家の中で、あの戦争は日本のイニシアチブで始まったと思っっている人間はひとりもいません」として、一部で流行の「アメリカにはめられた戦争」論を開陳。日米戦争という認識がなくなり、アジアを侵略した一五年戦争の認識が完全にない。

安保問題では「片っ方にはとんでもない、時代錯誤と私はあえていうけれども、帝国主義というものを標榜している国家（筆者註・中国のこと）があるわけですよ。これは私たちはつよく意識しなきゃいけないし、それを場合によつたら牽制しなくちゃいけないし、場合によっては防がなくちゃいけない」などとデマで挑発的な発言をした。

そして「今の憲法九条は、逆さに読んで、横に読んで、日本の一言語能力、普通の日本人が読んだら違反ですよ。自衛隊は違反ですよ。だから自衛のための戦力はこれを保有すると第三項にいられたらいいということをかねがねいつてきたわけですよ」などと居直りの議論を展開した。そして「ドイツは降伏に際して三条件をだして、これを認めなければ降伏しない」と言ったのに、日本はそうしなかったことが問題だなどと、まったくのデマを平気な顔で陳述した。

石原が憲法調査会に招かれた日、傍聴券を要求した人々は三七〇人のぼり、傍聴は二〇分ごとの入れ替えになった。国会の外では二五〇人を超える市民が座り込み抗議行動。早朝から議面集会や院内集会も行われ、辛淑玉さんや宮崎学さんなどの知識人らも抗議行動に参加した。ひさびさに国会前では、改憲を許さないという市民の怒りが渦巻いた。

意法の改悪を許すのか、それともこの危険な企てを阻止して、アジアの人びととともに平和のうちに生きる二一世紀を作っていくのか。憲法問題はいよいよ焦眉の政治問題としてせり上がってきた。

この間、ともすれば分散してとりくまれてきた改憲阻止の運動の側にも、共同の気運がもりあがってきた。十月四日に院内で集会をした憲法関連の六団体（憲法会議、憲法を生かす会、キリスト者平和ネットワーク、平和憲法二一世紀の会、「今週の憲法」編集部、許すな！憲法改悪・市民連絡会）が呼びかけて、五月三日の超党派の憲法集会の実行委員会が発足した。ぜひ労働者・市民が共同して、このつどいを成功させ、改憲の流れへの反撃の契機にしたい。

（許すな！憲法改悪・市民連絡会事務局・高田 健、『全労協機関紙』より）

作られた二八年の空白

藤沢の稲田さんに失職措置

一月一三日藤沢郵便局長は、藤沢郵便局第三集配営業課の稲田さんに、失職（クビ）という身分措置を行ってきた。昭和四七年の九月に、当時大学生だった稲田さんは、M四八戦車輸送阻止闘争に参加した。そこで、公務執行妨害罪をでっち上げられて捕らわれ翌四八年一月二七日に、懲役四か月執行猶予二年の判決を受けた。判決を受けた当時は既に郵便局に採用されて藤沢郵便局で働いていた。判決翌日の八日には、マスコミ報道があり、稲田さんは、そのことを上司から指摘されたことがあるが、それから何も言っていないで、そのまま働き続けていた。

これは、捕まったときは大学生で、判決が出たのは郵便局員になった後だったことから、「郵便局員」という名前が事件と絡んでマスコミに出ることを恐れた当局が、「懲役四月執行猶予二年」の判決を受けたのが「郵便局で働いている稲田明郎さんだ」ということそのものを秘匿したことによるものである。

活動に制裁

ちかごろ、稲田さんは、胸章裁判の原告団に加わり、人事院闘争の代理人になるなど、活動を強めていた。二七年と五月前の、当局が秘匿していた事実を持ち出して、昭和四八年一月二二日に溯って失職させたのは、こういう背景事情があるからだ。しかも、退職金は支払わず、年金も、掛け金を返すから印鑑を持って取りに来いと、無年金者として始末しようとする態度である。

長期闘争も辞さず

神奈川郵政労働者の人権を考える会は、こうした身分措置を許さないとして、直ちに人事院に提訴したが人事院が、「失職」は審理の対象にならないと判断を伝えてきたため、裁判闘争への準備に入った。

たしかに、国家公務員法三八条には、「左の各号の一に該当する者は人事院規則の定める場合を除くの外官職に就く能力を有しない」とあり、その二号には「禁固以上の刑に処せられ、その執行の終わるまで又は執行が受けることがなくなるまでの者」という規定がある（この法律も、業務との関連のない場合は適用すべきでないという世界の趨勢がある）。それに従えば、稲田さんは、昭和四八年一月二二日で失職していたものである。しかし、二七年と五か月前の話である。「失職規定の対象者」であることを熟知しながら人生の最も大切な時期を働かせるだけ働かせておいて、邪魔になるや、自らが秘匿していた事実を今更持ち出して始末するなど、道理を超えた法律の濫用である。

憲法十三條違反は明らか

二七年五か月の間、失職の対象者であることを熟知しながら働かせ続け、邪魔になるや、遠い昔の事実を持ち出して首切る行為は、稲田さんの人生をもてあそんできたに等しい。

憲法一三条は、「個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重」を謳え、それに基

づく判例には次のようなものがある。「他人がみだりに個人情報を取得したり、第三者に公表したり、利用することを許さない、人格的自律ないし私生活上の平穩を維持するといふ利益は、本条により、プライバシーの権利として充分尊重されるべきである。ただし、社会の構成員が一定の事実を知ることには正当な関心をもち、それが社会全体の利益になるような場合に、公益を図る目的でその私的事柄を公表することは許される。しかし、犯罪の報道価値は時の経過によって失われていくものであり、犯罪者が社会の中で更生をすべき状態に至ったときは、その者の前科などを故なく公表することは許されない、そのような前科の公表につながる実名の使用は許されない（東京地判昭和六二・一一・二〇）」。

二七年五か月を超えた、国家公務員法三八条の適用は、明らかに、憲法一三条のいう幸福追求権に反する。国家公務員法三八条そのものが憲法一三条に矛盾するが、二七年五か月経っての国公法三八条の適用は、絶対に憲法一三条に違反する法律の濫用なのである。

誇り高きベトナムとの連帯闘争

昭和四七年当時を生きてきた者なら、まだ記憶に生々しいが、村雨橋で始まったM四八戦車輸送阻止闘争は、日本の労働者や学生の誇り高い闘いであった。アメリカのベトナム侵略に抗して闘った日本国民の具体的で最大のベトナム人民との連帯闘争であり、反戦闘争だった。その合言葉は「ベトナムへ殺人にいく米戦車を通すな」であった。

その闘いの口火を切ったのは、村雨橋の重量制限を縦に、公用車で戦車を積んだトレーラーの進路を塞いだ飛鳥田市長だったが、その火種は、瞬く間に国民的な闘争に燃え広がった。アメリカによるベトナムへの傍若無人な爆撃を許せないという気分は国民的に広がっていたが、それまでは、アメリカに対する具体的な抗議の場がなかったからである。

闘いは、相模原米軍補給廠と村雨橋をとおして、連日繰り広げられ、機動隊と連日、はげしくぶつかり合った。機動隊員に殴られ蹴返したり、誰かが投石した石を機動隊員がデモ隊に向かって投げ返し、それが顔面に当たって大ケガを負った仲間もいた。

あの闘いの中にいたもの誰が逮捕されても不思議はないほど激しい闘いだったのである。それは、日本国民の、ベトナム解放闘争の最も高揚した闘いだったので。その後、アメリカはベトナム戦争に敗北して、ベトナムから逃走し、ベトナムはアメリカの侵略から解放された。

闘いを立ち上げるためのカンパを

この闘いは、重要な闘いです。国公法三八条の二七年五月を超えた適用は、明らかに憲法一三条に違反します。二七年五月と言えば、当時四〇歳だった管理者は六七歳になっています。当時の管理職員は全員退職して郵政内部にはいないということです。ということは、稲田さんが懲役四月（執行猶予二年）という判決を受けたことを知っている管理職員は、すでに郵政部内にいないと言いうことです。だから、資料として保管されていたものがあつたというしかありません。東京地裁判決にあるとおり、更生する段階に至った者の情報を、警察や検察や裁判所が、公開することはありません。郵政が、資料として、これまで秘匿し続けてきた事実を、ここにきて持ち出してきたというしかありません。

裁判闘争には資金が必要です。私たちは、広く、みなさんのカンパを呼びかけます。

▽送金先 郵便振替 10260・7842・1961「人権を考える会」

(住所 神奈川県横浜市金沢区寺前二一八―三四)

神奈川ワーカーズユニオン結成に思う

神奈川ワーカーズユニオン（地域ユニオン）が結成された。非常勤労働者も視野に入れた企業の枠組みを超えた労働組合である。（企業内組合との二重加盟もできる）。未組織労働者が首切られて闘うことは難しいが、こうした地域の、企業を超えた労働組合が大きくなれば眺めは大きく変わるだろう。我々も、こうした組織の立ち上げとその強化に一役買いたいものである。（神奈川郵政労働者の人権を考える会）

◇ 読者からのおたより ◇

お互いに心が？ 国労の運動はどうなっているのか、職場での議論も段々としくくなる。総団結せねば、しかしお互いに心が？ 闘争団皆のためにも、この間の運動が全体納得できる早期解決の道を！ （国労・T）

編集部より 「お互いに心が？」、じつによくわかります。私もこの二〇年あまり、いろいろ経験してきましたから、しかし、心から訴えつづけましようよ。必ず分かりますはずです。

北海道は寒かったけれど 十一月、父を亡くしました。北海道は寒かったです。国労の仲間にはげまされて闘ってきました。闘争団（帯広）の仲間の車のタイヤ交換を手つだうことができて良かったです。（神奈川・H）

編集部より 帯広の仲間たち、いつも元気元気で私も励まされています。たいしたものです。無惨！共産党の路線転換 共産党までが「自衛隊活用」などと軍隊を認め、平和憲法が大阪夏の陣のようにもう内堀までうめられてきています。これを防ぐにはこの危険な水攻めを日々訴えることしかありません。（埼玉・F）

編集部より 「憲法擁護」の方針、具体的にどう訴えるか。護憲、論憲、改憲等々、真の護憲のかき根が外されてしまった現在の課題です。鋭い問題提起が求められるということでしょう。

『第三の道』を読み、マルクスを読み直す 『世界』別冊（岩波）・「この本を読もう！」の中に「対談・社会主義」でこんなことが述べられていた。

『第三の道』論のように、社会主義を体制や国家に制度化するのではなく、現実世界に対する批判的な思考と、そこを突き抜けて何かをつくり出していこうという社会運動こそが、社会主義思想のもつていたユートピアの延長上にあります。おそらくそうした方向でしか、社会主義は二一世紀に生き残れないでしょう。（加藤哲郎・一橋大学社会学部教授）と。

そこで、『第三の道』、効率と公正の新たな同盟（日本経済新聞社）を読んでみた。「グローバル社会」、「IT（情報技術）革命」の時代という、二一世紀の政治のあり方を考える上で、本書はその一つの示唆を与えるものだろう。社会主義は、空想、思想、運動としての社会主義、国家体制としての社会主義とその崩壊に至った。人間の物象化から解放を目指したマルクス主義。マルクス主義の古典を今読み直す意義は大きいと思う。（M）

連日ピラ配布 都庁舎ではほぼ毎日、一万枚弱のピラがまかれ、石原のリストラ攻撃との闘いを呼びかけている。「ふんだり・けつたりの中高年いじめ案」に対決し、「都関連労働者への強権的な労働条件切り下げ反対闘争」に連帯して闘おう。（自治労・Y）

元気に明るく勝利めざす いつもの確かな情報有り難うございます。国鉄闘争勝利のためJR職場で元気に明るく闘い続けます。（国労・K）

編集部より 「元気に明るく」、いいですね。この心がまえでがんばろうよ。

元気な声に安心 すこし体調をくずされたと聞いていた原野さんの元気な声を聞いて安心しました。旧社会党に人生の大半を捧げ報いられた多くの人達が、まだ頑張っていることに敬意を表します。（山形・Y）

編集部より 原野人さん「綱領づくり」の中心メンバーとしてがんばっていらつしやる。私たちも発破をかけられっぱなし。

おもしろい本 おもしろい本を読んでいます。題して「ユニオンバスター」。アメリカの組合組織化つぶしのプロが告白したもので、アメリカ労働運動のすごさを実感します。（兵庫・S）

編集部より 私はもっぱら昔の本にもどつてます。新刊にいい本なくて。学生時代あるいは二〇一三〇代に読んだ本、じつにおもしろい。

今年も学習・交流を 今年も交流と学習会ありがとうございました。特に村労評の学習会は、多く

の仲間には好評です。大衆的学習活動の取り組みを強化したいものです。その節は宜しくお願ひします。(全通・S)

編集部より 学習会、楽しかった！ 真剣勝負のように学び合う、今年もよろしく！

少しずつでも 職場でもようやく教育基本法や憲法の改悪の動きむずかしいなど、話ができるようになってきました。が、まだまだ無関心で「そんな簡単にかわらへんで」とか「今時、そう悪くはならんやろ」という人もいます。もうすこし学習や話しかけの場をひろげたいところですが、毎日の仕事、生活におわれている状況がネックです。(教育労働者・K)

編集部より 日本ペンクラブの「教育改革国民会議」批判の資料、ご参照を。本質がズバリ指摘されています。

先輩は民主党へ 祝二五周年！ 購読を進めてくれた人は、今は民主党へ。淋しいかぎりですが、私の購読も一四年目です。入社二四年目となりますが、働くものの「指針」と位置づけ勉強させていたでいます。メインテナンス合理化の歯止めががんばっています。(N T T労働者・S)

編集部より お祝い感謝。一五年前の国鉄分割民営化と同じことがN T Tにおこっている。ぜひ連携してよ。

喜びそして悲しみ 十月に娘が誕生しました。なれない子育てに頑張っています。十二月一六日木更津新社会党の巨星が逝ってしまいました。大変残念です。残された私たちがその意志をつぐために努力を重ねてまいります。(千葉・I)

編集部より 私も先輩を年末に失いました。約三〇年間、親しくしていたのに。われわれががんばるしかありません。

占人の人口は一八〇〇人です 先日はご多忙なか、「まなぶ・共産党宣言」学習会、自治労学習会に出席いただき誠にありがとうございます。新社会党の議席確保をめざして全力をあげます。今後ともよろしく。なお占冠の人口は一八〇〇人です。(北海道・I)

編集部より 寒かった。無人駅の寒さはひとしお。初春にまたうかがいます。

影響力抜ける 戦争の世紀といわれた二〇世紀も終わりを告げて二一世紀を迎えます。国鉄闘争もきわめて重要な局面、闘争団を支えることはもちろん、J R本隊の運動強化が求められます。J R東会社は月末にニューフロンティア21を提起、さらなる合理化・効率化を強めています。今設備メンテナンス合理化交渉に入っています。国労の影響力を職場に拡大するため頑張ります。(国労上野・武田)

編集部より 国鉄闘争の十三年間の経験が全国・全地域に現れています。その教訓を抜げて、そして職場に国労の影響力を広めて。

決算報告書を準備 第四四半期の決算報告を書くかと考えております。(自治労・F)

編集部より いいですね。ぜひお願いします。そして問題提起してよ。

大衆闘争路線 大衆闘争路線の意味が少しわかるようになりました。(化学労働者・N)

編集部より あなたの「理解」した大衆闘争路線について、ぜひ原稿に。よろしく！

「神奈川ワーカーズユニオン」結成 昨年十二月に「神奈川ワーカーズユニオン」結成。この間神奈中権立会・郵政の仲間、そして私も個人的に派遣労働者の派遣先への派遣停止、労災事故の補償、暮れから新年にかけての介護職場からの相談など寄せられ、どうしても交渉団体としての労働組合結成が必要となりました。(神奈川・T)

編集部より 「必要こそ発明の母」ということかしら。大きく育てて。年末、お疲れさまでした。変わってしまった！ 仕事の上で旧党の人々とよく逢います。みんな変わってしまった。(M)

編集部より どんな場においても志だけは共にしたいのに。寂しいですよ。

機構改革 我が家では機構改革が行われ、昨年結婚した二人の孫がそれぞれ親となり、その親が祖母となり、その親二人がご意見番を勤めることになりました。(熱海・武井廣司)

編集部より おめでたい賀状に心が踊ります。世の中の機構改革が今年の課題です。

人殺しの軍隊は入らない 新世紀、「人殺しの軍隊は入らない」とはつきりいおう。改憲問題で民主教、連合は揺れ動きません。くさびを打ち込むための強力な指導を。(島根・H)

職場復帰の炎 二〇世紀後半の五一年間を生きて、今年、四・二八仮処分二二周年を迎えます。私の人生の半分弱は、免職者生活だったことになりました。郵政省は、マル性差別を続けたまま解体、公社化へ向かいます。全通本部は、反省をしないまま壊滅、全郵政と合併へ向かいます。

しかしパート・下請日通等、多くの仲間による新たな闘いの炎がきれいです。私メも新たな百年へ船出し、支援の新たな百年のご苦労へはホッカムリさせてもらい、職場復帰の炎を灯し続けます。(名古屋 哲一)

迎春 とにかくよく耐え闘って下さった貴方達の顔に明るい光はきつと戻ってくる。その日まで私も生きています。きつと！ (愛媛・N、八四歳)